

## 静岡産業大学特別任用教員に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）における特別任用教員に関し、必要な事項を定める。

(特別任用教員)

第2条 特別任用教員の職位は、次の各号のいずれかとする。

(1) 特任教授

(2) 特任講師

(資 格)

第3条 特別任用教員は、本学の専任の教授または講師（以下「専任教員」という。）に準ずる資格を有する者でなければならない。

(任用の条件)

第4条 本学の教育・研究上、特に必要があると認められる場合は、次の者を特任教授として任用することができる。

(1) 当年度末において、本学の専任教員として5年以上勤務し、現に教授の職務を有し本学が定める定年を迎える者

(2) 当年度末において、本学の専任教員として5年以上勤務し、現に教授の職務を有する65歳以上の者で、健康上または家庭上の特別な事情により専任教員として勤務が不可能な者

(3) 本人または本学の事情により専任教員としての勤務が不可能な者であり、特に必要があると認められる者

2 本学の教育上、特に必要があると認められる場合は、次の者を特任講師として任用することができる。

(1) 当年度末において、本学の非常勤講師として勤務し、主として演習系科目の担当教員として特に必要があると認められる者

3 前2項に定める特任教授及び特任講師は、第7条に基づき勤務しなければならない。

(任用の手続き)

第5条 特別任用教員の任用は、当該学部長が発議し、学長の承認を経て、理事長が面接の上これを決定する。

2 任用基準は、本学教育職員任用及び昇任規程第4条に準ずるものとする。ただし、特

任講師にあつては、教育上の資質及び業績を任用の基準とする。

(任用期間及び更新)

第6条 特別任用教員の任用期間は1年とし、更新は審査の上、行うことができる。ただし、更新後の任用期間の終期は、当初の任用日から起算して5年を超えないものとする。

2 特別任用教員の更新は、当該学部長が発議し、学長の承認を経て、理事長が面接の上これを決定する。

3 前2項にかかわらず、任用は満70歳に達した年度末までとする。ただし、学長が推薦し、理事長が特に認めた場合は、任用を延長することができる。

4 第1項にかかわらず、有期労働契約から無期労働契約への転換を行った特別任用教員に関する規程は、別に定める。

(勤務)

第7条 特別任用教員は、原則として次に定める勤務日数及び責任授業時間数を担当する。

(1) 特任教授 1週間に3日勤務し、かつ4責任授業時間数以上を担当

(2) 特任講師 1週間に3日勤務し、かつ6責任授業時間数以上を担当

2 前項により勤務する特別任用教員は、専任教員に準じて扱う。

(給与等支給条件)

第8条 給与等支給条件は、別に定める基準に基づき、契約時に決定する。

2 前条の特別任用教員においては、本学教職員住宅の借上貸与に関する要綱を適用することができる。

(研究費及び研究室)

第9条 特別任用教員の個人研究費の使用については、本学個人研究費規程に定める。

2 特別任用教員は、研究室を使用できるものとする。

(校務)

第10条 特別任用教員は、教授会の構成メンバーとしない。ただし、当該学部長は、必要に応じ特別任用教員を当該学部の教授会の議決を経て教授会に出席させることができる。

2 特任教授は、原則として校務を行わない。ただし、学長の要請を受け理事長が特に認めた場合は校務を行うものとする。

3 特任講師は、学部長の命を受け校務を行うものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃については、理事会の議を経て、理事長がこれを決定する。

(補 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成10年1月20日から施行する。

附 則（平成10年3月16日改正）

この規則（静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則）は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成29年10月1日から適用する。
- 2 第4条（任用の条件）第1項第2号は、静岡産業大学教育職員定年規程附則（平成30年1月24日改正）第2項及び第3項により、定年年齢を68歳とする者に適用する。
- 3 平成30年4月1日以降に任用する者のうち、学部、学科の設置認可申請における特例として、当該学部学科の設置申請に際して、本学で担当する科目について「大学設置・学校法人審議会の教員組織審査」により「資格有り」の判定を受けた特任教授については、その完成年度末まで1年ごと任用期間を更新する。